



## 認定医療法人

常任理事・情報広報部長 中川俊男

今月は認定医療法人を取り上げました。医療法人は医療法39条に、「病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団」と定義されており、全国で約4,000法人といわれています。

医療法人の最大の特徴は、「剰余金を配当してはならない」(医療法54条)と規定される非営利性です。近年の株式会社の医療機関経営参入問題に関連して、規制改革・民間開放推進会議は「持分のある医療法人は、解散時に残余財産を出資持分に応じて分配するから配当と同じだ」と強弁していますが、毎決算期ごとに株主への配当のために利益を極力追及する株式会社と、利潤は内部留保して設備投資など医療の充実に充て、解散時に、やむなく残余財産を確保する医療法人は次元のまったく異なるものです。しかし、この議論を逆手にとって厚生労働省が考えたのが「認定医療法人」です。

現行の医療法人制度では、医療法人・社団(持分なし、持分あり)、特別医療法人、特定医療法人の三区別でしたが、今回の厚生労働省案では、拠出額限度医療法人と認定医療法人に二区分しようというものです(図)。この二形態は非営利性を徹底し、後者はさらに公益性を高めた新たな医療法人制度であると説明されています。

4月15日に厚生労働省が検討会に提出した認定医療法人の要件(案)は、①非営利の徹底(解散時の残余財産の帰属先は他の認定医療法人、国、地方自治体と規定する。役員報酬の情報開示。)②公益性の確立(公益性の高い医療を実施する法人として医療計画に記載する。公益性を第三者が評価する。公的医療機関の経営を積極的に担うことができる。)③効率性の向上(医師以外でも理事長になれる。住民や外部の専門家を入れた評議員会を

設置する。評議員は同一の親族を制限する。)④透明性の確保(事業計画・報告、財務書類等を開示する。自己資本比率の規制は行わない。)⑤安定した医業経営の実現(福祉事業を行える。公認会計士の財務監査を受ける。公募債を発行できる。税制上の優遇措置を検討する。寄付を受けやすいように措置する。他の医療法人を支援できる。)などです。

医療法人は、配当を禁じて公益性をもたせ、出資分に見合う財産権を確保させるという公益法人と営利法人(株式会社)の中間に位置する絶妙のバランス感をもった中間法人と言われています。ところが厚生労働省が考えている医療法人制度の改革では、現行の持分のある医療法人は廃止し、国が認定する上級の認定医療法人とそれ以外の認定されていない下級の医療法人という二つの区分にするというものです。前者には税制上の優遇措置や医療計画への記載に加えて公的医療機関の経営に参画できるなど株式会社の参入への道も開かれる可能性があります。さらに、要件に医師以外でも理事長になれるとあり、中央官僚の天下りの受け皿にもなることも囁かれています。

認定医療法人は平成18年の医療法人制度改革において創設を目指しています。今後、この医療法人制度改革によっては地域医療に重大な支障をきたす恐れがあり、この動向を厳しく注視してゆかなければなりません。

図 医療法人制度改革の厚生労働省案(2005. 4. 15)

